





執筆者紹介

*authors*

**【編著者】**

才村 純 (さいむら・じゅん) / 第3章-7～11・第4章  
東京通信大学教授

加藤博仁 (かとう・ひろひと) / 第7章  
吉備国際大学教授

**【著者】** \*執筆順

澁谷昌史 (しぶや・まさし) / 第1章  
関東学院大学教授

前橋信和 (まえはし・のぶかず) / 第2章  
関西学院大学教授

上村麻郁 (かみむら・まや) / 第3章-1～6  
千葉経済大学短期大学部准教授

新川泰弘 (にいかわ・やすひろ) / 第5章  
関西福祉科学大学准教授

石井章仁 (いしい・あきひと) / 第6章  
千葉明德短期大学教授



## 第二版改訂にあたって

2004（平成16）年1月に本書の初版『児童福祉の新展開』が刊行され、15年が経過した。地域におけるつながりの希薄化に伴う子育て家庭の孤立や、子ども虐待問題の深刻化、子育て支援事業の法定化などを背景として行われた保育所保育指針の改定などを踏まえ、2009（平成21）年3月には本書も改訂され、書名も『子ども家庭福祉の新展開』に改められた。

その後も、児童福祉法改正による子どもの権利の明確化、社会的養護制度の改革、子ども・子育て支援制度の創設など、子ども家庭福祉施策はめまぐるしく変化するとともに、虐待やドメスティックバイオレンス、子どもの貧困など子ども家庭をめぐる状況は益々深刻化しつつある。このような状況の中で、2017（平成29）年3月には保育所保育指針が再び改定され、翌年4月から施行されるとともに、2018（平成30）年4月には保育士試験出題範囲の大幅な改正を含む「保育士試験実施要領」の改定が行われ、2020年4月から施行されることになっている。

本書は、このような子ども家庭をめぐる状況の変化、施策動向、保育士試験出題範囲の改正内容などを踏まえ、構成、内容とも全面的に改訂したものである。

保育士の中には「自分たちは保育の実践家であり、子ども家庭福祉全体の知識は関係ない」と思っている人がいるかも知れない。しかし、これでは「木を見て森を見ず」になってしまう。プロとしての保育士は、常に森全体を眺めながら、その中での自分たちの立ち位置や役割を自覚できている必要がある。子どもや保護者、地域のニーズを理解し、適切に対応することにより最善のサービスを提供していく責任がある。そのためには、子ども家庭福祉の体系や制度がどうなっているのかを正しく理解しておく必要がある。また、実践活動を行っていくうえで遭遇する様々な課題に適切に対応するには、活用しえる様々な社会資源（制度、機関、人材など）について幅広く知っておく必要がある。さらに、虐待事例などのような複雑な問題を解決していくには、他の機関や人材と連携していく必要があるが、そのためには各機関の機能や役割、限界などに関する正確な理解が不可欠となる。

子ども家庭福祉の新展開は制度に限らない。本書を通じて重大な転換期を迎えている子ども家庭福祉に関する幅広い視野と的確な視点が養われ、良質な保育実践、実践の新展開が図られればこれに勝る喜びはない。

2019年3月

東京通信大学教授 才村 純

はじめに i

新訂にあたって ii

第二版改訂にあたって iii

---

## 第1章 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史的展開 1

1. 子ども家庭福祉とは何か 1
2. 子ども家庭福祉の歴史的展開 11
3. これからの保育士に求められるもの 21

---

## 第2章 子ども家庭福祉制度とその運用 29

1. 子ども家庭福祉に関する法律 29
2. 子ども家庭福祉制度の体系 47
3. 子ども家庭福祉の財政 69
4. 子ども家庭福祉の計画と進展 70

---

## 第3章 子ども家庭福祉の現状と課題 75

1. 子ども家庭福祉の現状と課題 75
2. 健全育成 80
3. 母子保健 84
4. 保育 90
5. 子ども・子育て支援 99
6. 子どもの育ち・子育てへの経済的支援 104
7. 社会的養護 107
8. 障害とハンディキャップ 115
9. 非行・情緒障害 121
10. ひとり親家庭 129
11. 子どもの貧困と家族への支援 135

---

## 第4章 子どもの権利擁護 139

1. 子どもの最善の利益の保障 139
2. 子ども虐待への対応 145

---

## 第5章 子ども家庭福祉の動向と展望 161

1. 次世代育成支援と子ども家庭福祉の推進 161
2. 地域における連携・協働とネットワーク 168
3. 諸外国の動向 174

---

## 第6章 子育て家庭に対する支援と連携 179

1. 子育て家庭に対する支援の体制 179
2. 保育と子育て支援の実際 185
3. 地域の子育て家庭への支援 193
4. 多様な支援の展開と関係機関との連携 196

---

## 第7章 子ども家庭支援の方法 203

1. 子ども家庭支援の意義と必要性 203
2. 子ども家庭支援の目的と機能 206
3. 保育士の子育て支援 211
4. ソーシャルワークとカウンセリングの方法 218
5. 保育士に求められる基本姿勢 226
6. 保育士の資質向上 231
7. 家庭の状況に応じた支援 237
8. 地域との連携、協力 241



# 現代社会における子ども家庭福祉の意義と歴史的展開

- 〈学習のポイント〉
- ①子ども家庭福祉の定義、対象、理念、実施主体などについて、基本的な事柄を理解しよう。
  - ②今日の子ども家庭福祉が、どのような歴史的変遷を経て展開してきたかを理解しておこう。
  - ③保育士に求められる役割を理解し、保育や子育て支援のみにとどまらない、広く高い関心をもつべきことを学ぼう。

## 1. 子ども家庭福祉とは何か

### 1 子ども家庭福祉の定義

#### (1) 子ども家庭福祉を定義する必要性

子どもの福祉と聞いて何を思い起こすであろうか。「虐待をさせないこと」という人もいれば、「障害児に対する支援」をイメージする人もいるだろう。いずれも間違いではないが、子ども家庭福祉の最も「核」にあるものを捉えているとはいいがたい。

もしもあなたが保育のプロ（保育士、保育教諭、あるいはこれ以外の保育サービス提供者）を目指すなら、「核」にあるものを踏まえながら、「子ども家庭福祉とはこういうものだ」という定義ができるようになってほしい。保育のプロが子ども家庭福祉についての確に定義できるようになると、「保育をする人たちはみんな、子どもの福祉についてこういうふう考えているはずだよ」という社会的な信用が形成されやすくなる。

こんな大所高所からの物言いをすると、「保育士等への社会的信用は、子ども家庭福祉を適切に定義できるかどうかだけで決まるわけではないだろう？」といぶかしく思われるかもしれない。しかし、本書でも学習する通り、安心できる保育の仕組みは子ども家庭福祉という大きな傘の下に組み込まれているものだし、保育という方法は子ども家庭福祉全体にわたって求められているものである。保育（制度・方法）と子ども家庭福祉は切っても切り離せない関係にあるのに、保育士等が保育の基盤にある子ども家庭福祉についてバラバラの説明しかできないというのでは、社会的に疑念の目を向けられても不思議ではない。

たとえば、飛行機のエンジンの組み立て方は知っているも、飛行機がなぜ飛ぶのか、エンジンがどういう状態だと飛べるのか、エンジンは天候や総重量などの影響は受けるのか等々、エンジン以外のことはまったく知らないままにエンジンを組み立てているようなものである。この従事者のことを「与えられた役

## (2) 少子化を契機としたサービスの見直し

さて、社会福祉界全体の動きはこのくらいにして、児童福祉分野に限ってみれば、少子化の社会問題化が大きな影響を及ぼしたことに気づく。1990（平成2）年に発表された合計特殊出生率が史上最低の1.57を記録したことが大々的に報道され、来るべく高齢化社会を支える労働人口が減少していくことが意識化されるようになったのである。

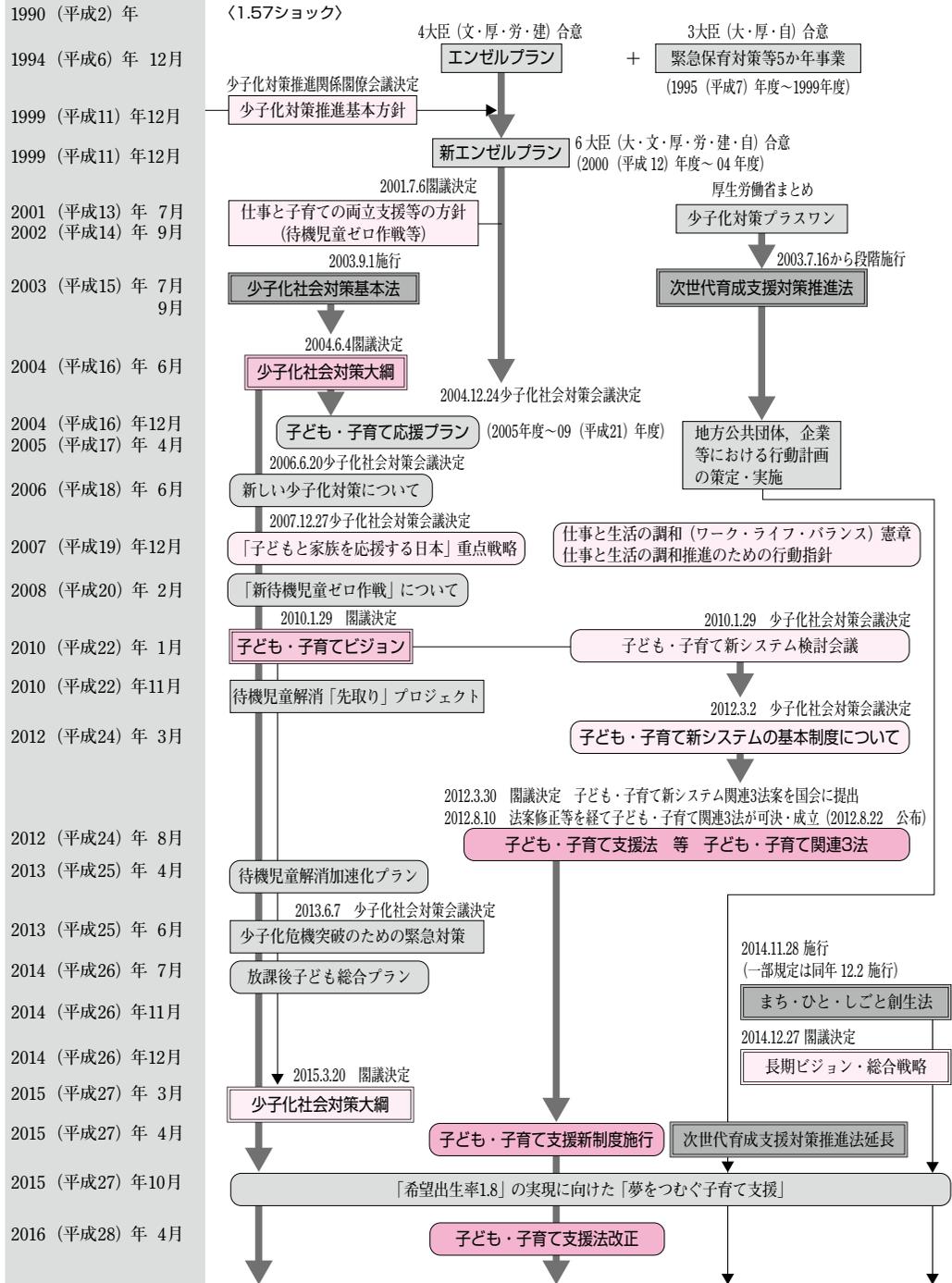
そして、子どもを生み育てるという、それまでどちらかといえば自然現象のように考えられていたことが積極的な選択肢にならない社会とは何なのかがあらためて議論されるようになった。その議論の過程のなかで、これまでの児童福祉のあり方が実態的には保護的・事後処理的な発想に基づいて展開されてきたことが反省されるようになった。代わりに、自由権を含めた基本的人権を保障する意義をあらためて評価し、利用者主体でサービスを選び取り、よりよい生活を探求できるための基盤整備こそ21世紀の児童福祉が担うべきものだと考えられるようになったのである。こうした理念の転換をしながら、保護者とその家庭に対する積極的な施策——いわゆる子育て支援サービス——を用意していくことが児童福祉のレギュラーメニューとして定着していった（児童福祉という呼び方から児童家庭福祉へと転じ始めたのも、この頃であった）。

それを初めて施策として具体化したのは、1994（平成6）年のことであった。その年、厚生大臣（現在の厚生労働大臣）が関連する3省の大臣とともに、エンゼルプランなるものを発表し、あわせて当該プランを施策として具体化したものを緊急保育対策等5か年事業としてとりまとめ、発表した。これを皮切りに、5年ごとに国は少子化対策を計画的に推進していくことになった（一連の経過については、図1-3）。

## (3) 子どもの権利保障

1990年代（平成2～11年）に理念が転換するにあたり、保護者とその家庭への支援と並んで忘れてはいけないのが、子どもの権利保障のことである。これは、ただ単に保護者にとって利便性の高いサービスを用意するのではなく、保護者がサービスを利用したことによって、子どもの権利がいっそう積極的に保障されるということに結実することが重要であることを意味している。

特に、1994（平成6）年に、国連で1989年に採択されていた児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の締約国になったという出来事が大きな転換ポイントとなった。これにより、日本政府が子どもに関連する施策を推進する場合には必ず権利条約の内容が実現されるようにすることを、国際的に約束したのである。



資料) 平成29年版 厚生労働白書

図1-3 子育て支援対策の経緯



表2-1 受け付ける相談の種類及び主な内容

養護相談	1. 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交, 性的暴行, 性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為, 児童が同居する家庭における配偶者, 家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢, 拒否(ネグレクト) 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2. その他の相談	父又は母等保護者の家出, 失踪, 死亡, 離婚, 入院, 稼働及び服役等による養育困難児, 迷子, 親権を喪失・停止した親の子, 後見人を持たぬ児童等環境の問題を有する子ども, 養子縁組に関する相談。
保健相談	3. 保健相談	未熟児, 虚弱児, ツベルクリン反応陽転児, 内部機能障害, 小児喘息, その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
障害相談	4. 肢体不自由相談	肢体不自由児, 運動発達の遅れに関する相談。
	5. 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む), ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	6. 言語発達障害相談	構音障害, 吃音, 失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども, 言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害, 自閉症, しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7. 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	8. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9. 発達障害相談	自閉症, アスペルガー症候群, その他広汎性発達障害, 学習障害, 注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	10. ぐ犯等相談	虚言癖, 浪費癖, 家出, 浮浪, 乱暴, 性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒, 喫煙等の問題行動のある子ども, 警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども, 又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11. 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども, 犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果, 通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12. 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗, 友達と遊べない, 落ち着きがない, 内気, 緘黙, 不活発, 家庭内暴力, 生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13. 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で, 登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患, 養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14. 適性相談	進学適性, 職業適性, 学業不振等に関する相談。
	15. 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ, 子どもの性教育, 遊び等に関する相談。
	16. その他の相談	1~15のいずれにも該当しない相談。

出典) 厚生労働省『児童相談所運営指針』

活動が展開されている。運営主体は、法人格を有する社会福祉法人、社団法人、財団法人等のほか NPO 法人なども増加し、法人格を有しない任意の団体もある。活動例としては、子ども家庭に関する調査研究、職員研修を行うもの、里親の開拓・委託促進等を行うもの、虐待防止・相談援助・啓発活動を行うもの、青少年保護を行うもの等非常に幅広い活動が行われている。活動資金としては、行政からの業務委託費、補助金、民間からの資金補助、会費、寄付等多様な方法により確保がはかられている。

## 4 児童福祉施設

### (1) 児童福祉施設の種類

児童福祉施設は、児童福祉法第7条に規定される、児童の保護、養育、治療、自立支援を行い、児童の福祉をはかる施設である。児童福祉法第7条では助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センターの12種類の施設が規定されている。児童福祉施設の設備や運営については、国が定める「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）に基づいて各都道府県において条例で定められる「児童福祉最低基準」に従って行われる。施設の種類、設置主体、目的と対象者等については表2-3を参照。

### (2) 児童福祉施設の設置

児童福祉施設は、国、都道府県、市町村等の公共団体が設置する場合、社会福祉法人等が設置する場合、法人格を持たない個人や団体が設置する場合がある。基本的には、公共団体、社会福祉法人が設置することが多いが、社会経済状況の変化、国における規制緩和の方向等により、保育所等の施設については学校法人や株式会社による設置も広く認められるようになった。

#### 1) 国が設置する施設

国は厚生労働省組織令に基づき、国立児童自立支援施設と国立障害者リハビリテーションセンターを設置しなければならない。児童自立支援施設は、国立武蔵野学院、国立きぬ川学院であり、障害者リハビリテーションセンターは秩父学園である。国立施設は児童の保護、自立支援、指導を行うほか、全国の児童自立支援施設、福祉型障害児入所施設での自立支援、保護及び指導の向上に寄与する機関とされており、武蔵野学院、秩父学園では職員の養成施設が併設されている。

#### 2) 都道府県が設置する施設

都道府県は児童福祉法に基づき、児童自立支援施設を設置しなければならない

表2-3 児童福祉施設の目的・対象者等の一覧

平成30（'18）年

施設の種類の	種別	入(通)所・利用別	設置主体	施設の目的と対象者	
児童福祉施設 助産施設 (児福法36条)	第2種*	入所	都道府県 市町村 社会福祉法人 その他の者 届出 認可	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる	
乳児院 (児福法37条)	第1種*	入所	同	上	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う
母子生活支援施設 (児福法38条)	第1種*	入所	同	上	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う
保育所 (児福法39条)	第2種*	通所	同	上	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行う
幼保連携型認定こども園 (児福法39条の2)	第2種*	通所	同	上	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長する
児童厚生施設 (児福法40条) 児童館 小型児童館、児童センター、 大型児童館A型、大型児童館 B型、大型児童館C型、 その他の児童館	第2種*	利用	同	上	屋内に集会室、遊戯室、図書館等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする
児童遊園	第2種*	利用	同	上	屋外に広場、ブランコ等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにする
児童養護施設 (児福法41条)	第1種*	入所	同	上	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う
障害児入所施設 (児福法42条) (福祉型) (医療型)	第1種*	入所	同	上	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行う
児童発達支援センター (児福法43条) (福祉型) (医療型)	第2種*	通所	同	上	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供する

出生の場所	病院等	1955 (昭和30) 年	17.6%	2016 (平成28) 年	99.8%
	自宅等	1955 (昭和30) 年	82.4%	2016 (平成28) 年	0.2%
死亡の場所	病院等	1955 (昭和30) 年	15.4%	2016 (平成28) 年	85.0%
	自宅等	1955 (昭和30) 年	84.6%	2016 (平成28) 年	15.0%

となっている。

人は自宅等ではなく病院等で生まれ、病院等で亡くなるようになり出産や死亡という重大なライフイベントが家庭の外に出て行くようになった。生産活動、教育機能等も合わせて考えると家族の機能が大きく縮小しているのではないかと思われる。

### (3) 子育て

自分の子を産むまで赤ちゃんへの接触の経験がない母親の割合が、1980年出生児の母（大阪レポート）15.0%，2003年出生児の母（兵庫レポート）26.9%であり、育児経験では1980年出生児の母親40.7%，2003年出生児の母54.5%となっており、2つのレポート間でも次世代への育児の伝達が困難になっているのではないかと考えられるデータがある。

#### 【参考文献】

- 内閣府『平成29年版少子化社会対策白書』日経印刷，2017
- 一般財団法人厚生統計協会編『国民の福祉と介護の動向2018／2019』一般財団法人厚生統計協会，2018
- 補助金研究会監修『厚生省補助金ハンドブック 平成11年度版』第一法規出版，1999
- 原田正文『子育ての変貌と次世代育成支援—兵庫レポートにみる子育て現場と子ども虐待予防—』名古屋大学出版会，2006
- 公益財団法人日本児童福祉協会監修『児童保護措置費・保育給付費手帳（平成28年度版）』中央法規出版株式会社，2016
- 社会福祉士養成講座編集委員会編『児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度 第6版 新・社会福祉士養成講座15』中央法規出版株式会社，2016

# 子ども家庭福祉の現状と課題

- 〈学習のポイント〉
- ① 具体的な子ども家庭福祉施策の学習を通じて、子ども家庭福祉はすべての子どもと家庭を対象としていることを学習しよう。
  - ② 健全育成の目標は、一人ひとりの子どもが持ちうる能力を最大限に発揮できる育成環境の保障であることについて理解を深めよう。
  - ③ 母子保健サービス、保育サービス、子育て支援サービス、経済的支援が提供される目的と具体的なサービス内容を把握すると同時に、利用者のニーズがどのように変化してきているか考えてみよう。
  - ④ 社会的養護、障害とハンディキャップ、非行、情緒障害、ひとり親家庭、子どもの貧困の各領域における施策の概要と課題について理解する。

## 1. 子ども家庭福祉の現状と課題

### 1 すべての子どもと子育て家庭のために

わが国の出生数は戦後の第1次ベビーブームを頂点とし、その世代が子どもを生み始めた第2次ベビーブームを境に減少に転じ、2005（平成17）年には史上最低の合計特殊出生率1.26、出生数は106万2,530人を記録した（図3-1）。そ

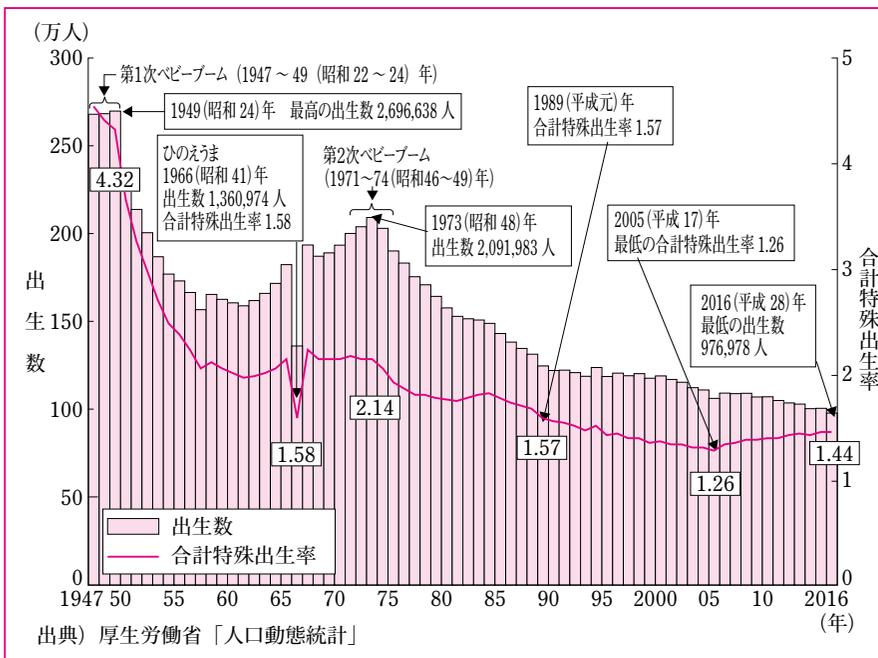
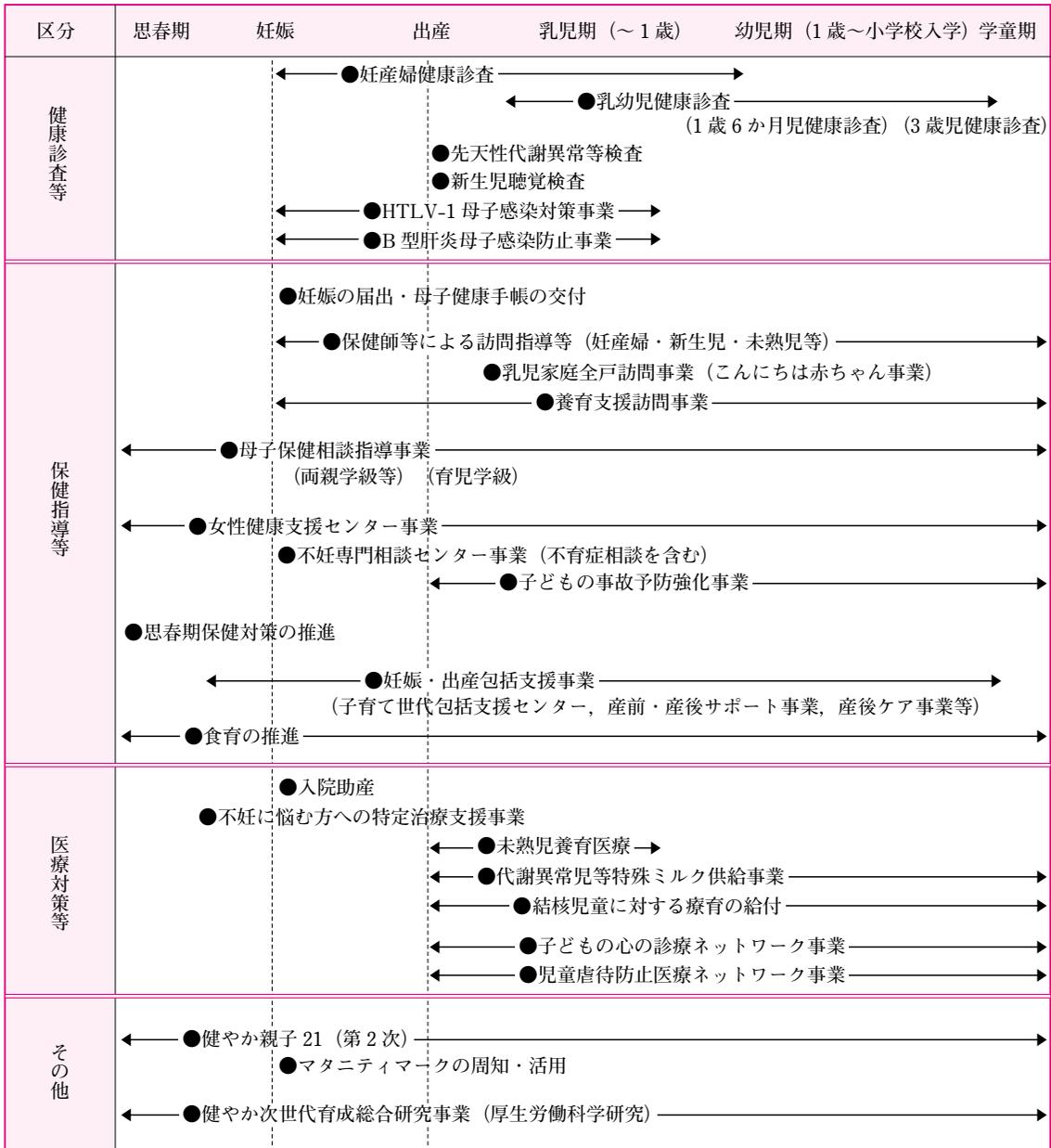


図3-1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移

(2016 (平成 28) 年 3 月現在)



出典) 厚生労働省「平成 29 年版厚生労働白書 資料編」

図 3-7 母子保健対策の体系

期の男女を対象として、この時期に特有の医学的問題や性に関する不安や悩みの相談に応じる健全母性育成事業、思春期保健相談などが行われている。



図3-8 健やか親子21(第2次)イメージ図



図3-9 マタニティマーク

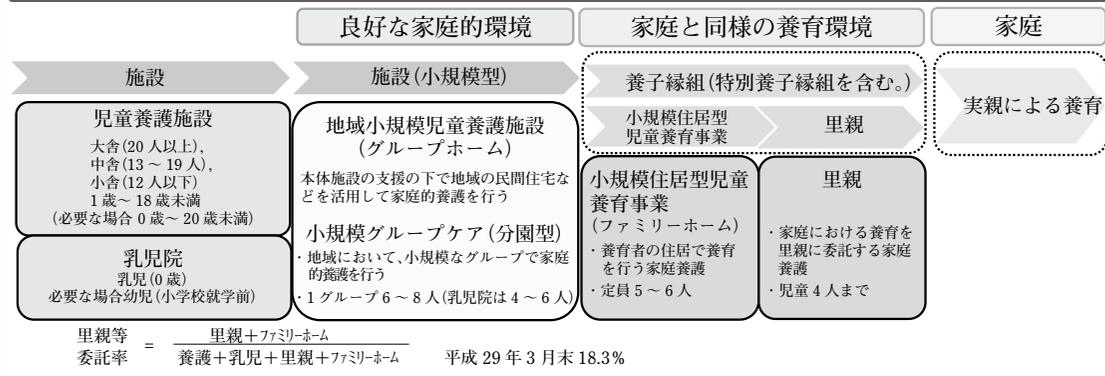
## (2) 妊娠の届出・母子健康手帳の交付

妊娠した女性は市町村長に妊娠の届出が義務づけられており、それを受けて、市町村は母子健康手帳の交付をする。この届出により、市町村では妊娠を管理することができ、妊婦に保健指導や健康診査等の一貫した母子保健サービスが提供されることになる。

母子健康手帳には妊娠、出産、乳幼児の健康管理や養育に必要な情報が掲載さ

## 改正法による対応

- 国・地方公共団体(都道府県・市町村)の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
- ① まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
  - ② 家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
  - ③ ②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



出典) 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課「社会的養育の推進に向けて」2019(平成31)年1月

図3-14 家族と同様の環境における養育の推進

的環境」とは、具体的には家庭に近い形態の小規模な施設(グループホームや小規模グループケア)が挙げられる(図3-14を参照)。

このように、2016(平成28)年の改正では、家庭と同様の養育環境や家庭に近い養育環境の保障が重視されている。その背景には、国連・子どもの権利委員会から、大規模な施設での養育偏重を改め、家庭的な環境での養育を保障するよう勧告されてきたこと、2009(平成21)、国連総会において「児童の代替的養護に関する指針」が採択決議されたことなどがある。同指針は、子どもを家庭から離すのが最終手段であること、施設養護を限定的にとどめ、将来的には施設の進歩的廃止を図ることなどの内容が盛り込まれている。

これら法的根拠に基づき、要保護児童を社会的に養育するシステムが「社会的養護」である。

## 2 社会的養護の役割の変化

前述のとおり、児童福祉法第2条第3項は、国や地方公共団体について、保護者と同様に子どもの健全な育成の責任を規定している。本規定を根拠として社会的養護サービスをはじめとする種々の児童福祉サービスが展開されているわけであるが、時代とともに社会的養護の役割は変化しつつある。児童福祉法が制定さ

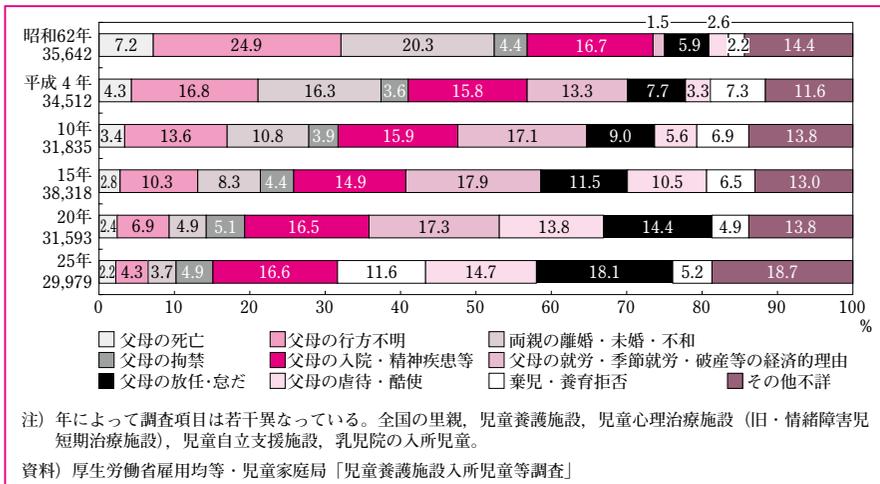


図3-15 養護問題発生理由別児童数の割合の推移

れた当初は、戦争で親をなくしたいわゆる戦災孤児が巷に溢れ、これらの子どもたちをいかに収容・保護するかが最大の課題であった。その後も、貧困のために就労せざるを得ないひとり親家庭の子どもや、親が行方不明になった子ども、棄児など、家庭に恵まれない子どもたちのための「家庭の代替の場」としての役割を児童福祉施設や里親が担ってきたのである。

しかし、近年、都市化や核家族化の進行等に伴い、家庭、地域における養育機能が低下し、子ども虐待や子育て不安が深刻化している。このような状況の中で、保護者がいてもその養育責任を果たし得ないために児童福祉施設等に入所する子どもが急増している（図3-15）。これらの事例では、単に「家庭の代替の場」としての養護サービスの提供のみにとどまらず、家族関係の再構築に向けた家庭支援が不可欠である。さらに、施設を利用している子どもやその保護者への支援のみならず、広く地域で子育てを行っている保護者への支援も求められている。

また、現代では社会的養護の基本的方向として、社会的養護問題の発生を予防する観点からの保護者支援をはじめ、里親委託などの家庭養護の推進、施設の小規模化・地域分散化など家庭的養護体制の推進などが図られている。

このように、子どもの育成責任を果たすための社会的養護のあり方も、家庭の養育機能が失われたときのみ、代替的サービスを提供するという必要最小限の関与から、保護者が子どもを健やかに育成できるよう積極的に支援する、つまり保護者と行政とのパートナーシップの下に子どもを養育するという方向に大きく変化しつつある。

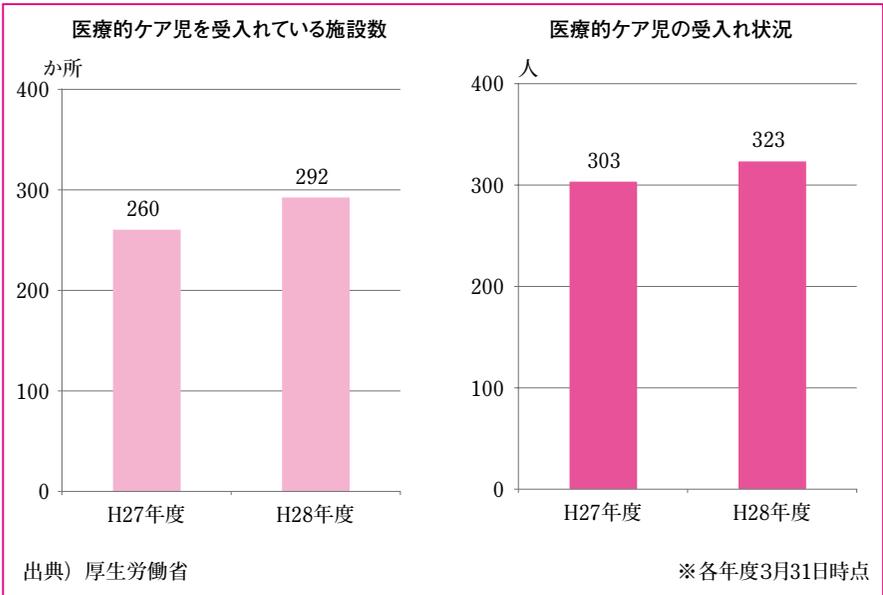


図 6 - 6 医療的ケア児の受入れ状況の推移

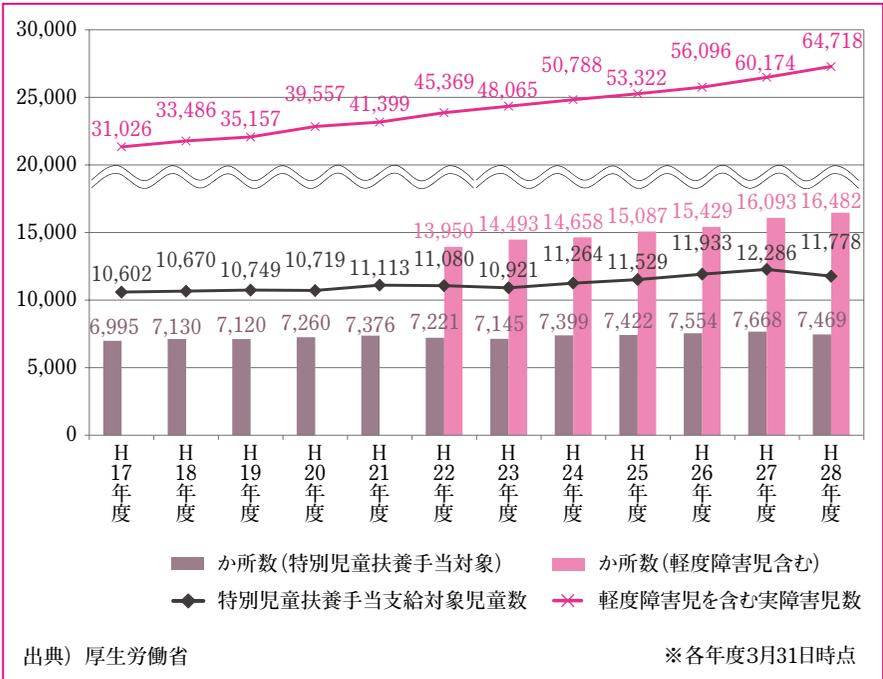


図 6 - 7 障害児保育の実施状況の推移

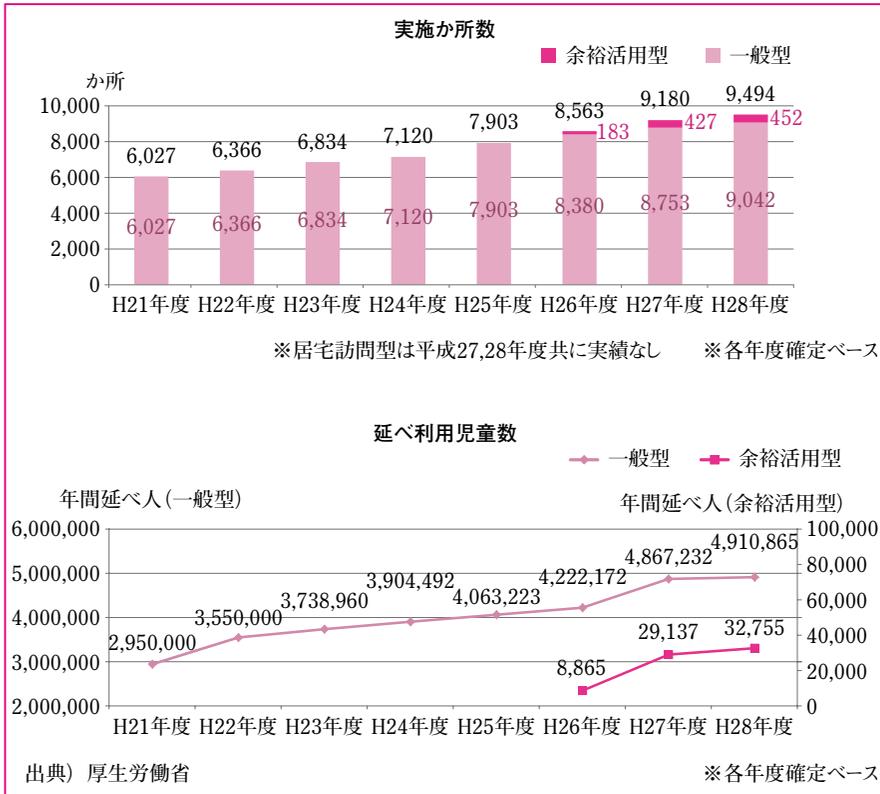


図6-8 一時預かり事業の実施状況の推移

### 3. 地域の子育て家庭への支援

#### 1 要保護児童等及びその家庭に対する支援

##### (1) 要保護児童対策地域協議会

現在、地域の要保護児童の把握や見守り、保護などを目的として、児童福祉関係機関や学校、幼稚園や保育所、自治会など住民で「要保護児童対策地域協議会」が構成されている。要保護児童対策地域協議会は、市町村における子ども支援の拠点といってもいい\*。また、養育支援が必要な家庭に対しては保健師、助産師、保育士等が居宅を訪問し、指導助言を行う「新生児訪問指導」や「養育支援訪問事業」も行われている。

##### (2) 保育や子育て支援における児童虐待の早期発見の大切さ

保育や子育て支援においては、予防・啓発・相談が重要である。児童虐待防止法第5条では、学校（幼稚園）や児童福祉施設（保育所・子育て支援）における

\*保育所保育指針には、第4章3の(2)「地域の関係機関等との連携」において、「イ 地域の要保護児童への対応など、地域の子どもを巡る諸課題に対し、要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること」とされている。

保育・教育ネオシリーズ [6]

## 子ども家庭福祉の新展開

2009年3月10日 第一版第1刷発行

2012年4月1日 第一版第3刷発行

2019年4月5日 第二版第1刷発行

編著者 才村純・加藤博仁

著者 澁谷昌史・前橋信和

上村麻郁・新川泰弘

石井章仁

発行者 宇野文博

発行所 株式会社 同文書院

〒112-0002

東京都文京区小石川5-24-3

TEL(03)3812-7777

FAX(03)3812-7792

振替 00100-4-1316

DTP・印刷・製本 日本ハイコム株式会社

©Jun Saimura, Hirohito Kato et al., 2019

Printed in Japan ISBN978-4-8103-1486-1

●落丁・乱丁本はお取り替えいたします